

新明正道の民主主義論の社会学的・歴史主義的基礎

飯島祐介

The Sociological Foundation and the Historicism of SHINMEI Masamichi's Argument for Democracy

IIJIMA Yusuke

Abstract

SHINMEI Masamichi(1898-1984), who has been known for constructing synthetic sociology(sōgō shakaigaku) in the history of Japanese sociology, claimed in *Introduction to Democracy*(1946)(demokurasī gairon) that post-war Japanese society should be rebuilt on the basis of the mass democracy(taisyūteki demokurasī). As pointed out, there are two unsolved problems in this argument for democracy; Why does it not estimate Taishō democracy? Why does it suggest that Fascism and Nazism are included in the category of democracy? This paper solves these problems by clarifying the sociological foundation and the historicism of this argument and, in addition, sheds light on its structure.

1. 問題

日本社会学会の機関誌は 1950 年に『社会学評論』へと一新されたが、その第一号の特集は「日本社会の非近代性」であった。ここに見られるように、戦後社会学の出発点における中心的テーマは、「封建遺制」と総括された、日本社会の非近代性であった。その背景にはむしろ、破局へと至った要因を非近代性に見定めたうえで、日本社会の近代化を推進しようとする実践的関心があった。この近代化への関心の基軸となったのは、民主化へのそれであった。しかし、この関心は、当面の困難はあるとしても、むしろかかる困難があるからこそ灯った、未来への希望に満ちたものでは、必ずしもなかった。かえって、それは、日本社会の民主化の可能性への、さらには民主主義¹それ自体のアクチュアリティへの疑念につきまとわれた屈折した関心であった。

戦後日本社会学の出発点における、こうした民主化への関心を体系的に言語化したものとし

¹ 本論では、「民民主義」・「衆民主義」・「デモクラシー」など democracy の訳語にあたる様々な表現を総括するものとして、民主主義の語を使用する。

て、新明正道（1898-1984）の『デモクラシー概論』（1946）を挙げることができる。社会学史上では一般的に、新明は、「行為関連」の立場に立脚して「総合社会学」を標榜して、「総社会学」を掲げる松本潤一郎（1893-1947）と論争し、「社会科学界の一平民」として社会学を構築しようとする高田保馬（1883-1972）に批判的に対峙した、体系的理論家として知られる。戦後日本社会学の正統を体現することになる福武直（1917-89）が、「日本社会学今後の発展の道は、調査主義の弊が認められる現在においても、依然として実証的研究を促進する以外にはない」（福武 1957: 449）と宣言するにあたって、「哲学的な概念論に逃避して講壇社会学に終るか、社会なる名のゆえにディレクタントに愛好される科学名称であることに甘んずる」（福武 1957: 449）と批判的に言及した旧来の傾向を、まさに代表する一人であった。しかし、実際のところ、新明は同時に、時事問題に積極的に取り組む「時評家」（山本 1998）でもあった²。理論家と時評家という2つの立場を往還した新明が、両者を媒介する位置において、上梓したのが、『デモクラシー概論』であった³。1946年11月の日本国憲法公布に先立つ、同年8月のことであった。

『デモクラシー概論』は、「再建におけるデモクラシーの要請」を序章に据える⁴。そこで、新明は、敗戦の要因を「物量的戦力の貧弱と科学技術力の立ち後れ」（新明 1946: 8）に求め、「我々は率直に云って敗るべくして敗れたものである」（新明 1946: 9）としたうえで、このことを認識しうる立場にあったにもかかわらず十分に認識せず開戦へと至った、「戦争指導者の頭脳の貧弱さ」（新明 1946: 10）を批判する。しかし、ここで新明は、「無智なりしが故に戦争の責任が断じて解除されるものでないことは固より明白である」と断ったうえではあるが、この「無智」それ自体ではなく、むしろ「自らの無智をさへ反省し得ないほどに自己独善に惑溺してゐた」（新明 1946: 11）ことを問題化する。さらに、この「自己独善」の要因を制度的次元で追求し、「満州事変以来、彼等は軍国主義的施策を強行するため、政府を圧迫してこれを漸次その願使下に置くとともに、政党解消を促進して議会の活動を封殺したばかりでなく、言論、集会、結社の自由を制限して国民世論のあらゆる捌け口を梗塞してしまった」（新明 1946: 11）

² 師である吉野作造は、関西学院で研究者人生を歩みはじめた新明に、「僕は君ほど優秀なる学生を余り多く見た事はない師弟の関係上過褒と咎むる人もあらんが断じてさうではない僕の偽らざる所信である」（吉野 1921: 1）としたうえで、「熱情に駆られて実際の活動に突進し」たことに触れ、「学究的な特色ある学者として僕は君の将来に大に嘱望するものである」（吉野 1921: 1）との言葉を贈っている。その後の新明の歩みは、吉野の「嘱望」を実現したとは言えよう。

³ 道場親信は、大道安次郎（1974）に言及しながら、「時評と社会学理論書とを恣意的に区別する議論」（道場 2010: 101）を批判している通り、従来の研究は、時評家と切り離された理論家としての新明に注目することが多かった。大道は、新明について「他面において優れた社会思想家であり、また社会批判家でもあることは周知の事実である」（大道 1974: 16）としながらも「しかし本書ではこうした博士の側面については触れないことにしている」（大道 1974: 16）としている。これに対して、近年の研究は、理論家としての側面と時評家としての側面とを統一的に理解しようとする傾向にある。今井隆太（2000）は、理論家として評価されている現状と「新明自身の意識」との「ずれ」を指摘しつつ、「民族社会学」に注目する。道場（2010）は、理論と時評を媒介する課題として「民族問題」に加えて、「国民再組織」の問題に焦点を合わせる。寺前晏治（2018）は、「国民社会の再組織」の課題に注目し、さらにこの課題の形成過程に「群集」の問題があったことを指摘する。私見では、「国民再組織」ないし「国民社会の再組織」の理念として「デモクラシー」が指定されていると理解しているが、両者の関連については、むしろ別途、論じる必要がある。

⁴ 本論では、引用にあたって旧字体の漢字については新字体に改めている。

ことを問題化し、「再建」にあたって「デモクラシー」を要請する。

吉野作造（1878-1933）を師とし政治学徒として出発した新明⁵に相応しい敗戦総括と、まずは理解することができよう。しかし、『デモクラシー概論』は、それを吉野の民本主義の延長線上に位置づけるや否や、いささか謎めいた書物としてあらわれる。『デモクラシー概論』には、民本主義を思想的中心とする大正デモクラシーへの高い評価が見いだされないのである。むしろ、評価されるのは明治維新であり、新明は「我々は過去において明治維新の大業を敢行した輝かしい記録を有つてゐる」（新明 1946: 13）と自負する。すでに鈴木幸壽が、『デモクラシー概論』について、「大正デモクラシーの動きについてはそれほど高く評価していないのが気になる」（鈴木 1996: 117）と指摘する通りである。

それどころか逆に、『デモクラシー概論』には、ナチズムやファシズムを「デモクラシー」に包摂する議論が見出される。すでに新明は、戦争末期の 1944 年に刊行された『社会学辞典』の項目「デモクラシー」で、ナチズムやファシズムが「デモクラシー」に包摂されうる可能性を示唆していた（新明 1944: 405）。鈴木が、「新明のデモクラシー観がこのように独伊を含め独裁的体制においてもその存立を容認できるという立場であるとすれば、極言すれば由々しいことになる」（鈴木 1996: 115）とし、さらに「独伊の独裁主義をもデモクラシーのカテゴリーに入れるという論理矛盾を取って犯している」（1996: 115）と批判する通りである。『社会学辞典』の記述は、「日本主義への屈伏」（河村 1975: 265）の延長線上にあるものとして批判することは可能であるし必要であるとしても、ともかく時局への考慮が働いた結果と理解することはできるかもしれない。ところが、新明は、戦後になってもなお、立場を変えていないのである。

なぜ民本主義を中心とする大正デモクラシーを評価しないのか、それどころか逆に、なぜナチズムやファシズムを「デモクラシー」に包摂しようとするのか。本論は、この連続する、2 つの問いに答えることを通して、新明民主主義論の基礎を析出し、その構造を解明する試みである。この試みを通して、本論は、新明民主主義論における民主化への屈折した関心を明らかにし、出発点における戦後日本社会学を導いた実践的関心の様相にあらためて光を当てることも目指す。

以下、まず、『デモクラシー概論』の概要を再構成し、新明民主主義論が「大衆的デモクラシー」の実現を主張していることを明らかにしたうえで、2 つの問いをあらためて提起する（第 2 節）。戦中の民主主義論との連続と非連続を明らかにすることを通して、この 2 つの問いが新明民主主義論の基礎の解明につながりうることを明らかにする（第 3 節）。大正デモクラシーを評価しない理由を探求し、そこにはらまれた逆説とさらにその基礎にある社会的立場を明らかにする（第 4 節）。同様に、ナチズムやファシズムを「デモクラシー」に包摂しようとする理由を探求し、そこにはらまれた逆説とさらにその基礎にある歴史主義的立場を明らかにする（第 5 節）。新明民主主義論が全体として社会的な並び歴史主義的基礎によって構造化され

⁵ 新明は、『中央公論』に掲載された吉野の「憲政の本義を説いてその有終の美を斉すの途を論ず」（1916）を読み、東京帝国大学への進学を決意した（山本 2000: 7）。新明は、台北市で生まれ、金沢市長町小学校、ついで朝鮮総督府京城中学校を卒業し、金沢の第四高等学校に進学している（山本 2000: 133）。

ていることを明確化する（第 6 節）。最後に、新明民主主義論における民主化への屈折した関心とそこに随伴する危うさを確認する（第 7 節）。

2. 「大衆的デモクラシー」のプロジェクトと 2 つの謎

『デモクラシー概論』（1946）によると、「デモクラシー」は、政治だけではなく経済や文化などにも適用される。「今日においてデモクラシーの問題が単に政治だけに限られるものでないことは明かであつて、自ら我々はデモクラシーを定義する場合には、政治的デモクラシーを超えたもつと広汎な見地に立つことを要求されざるを得ないのである」（新明 1946: 24）。また、「デモクラシー」は、この広義の意味においては、一般に「社会的平等」の実現を目指す。「この広義においてデモクラシーの目的とするところはあらゆる社会的特権を否定し、社会的平等を実現せんとするにあるものであつて、その実現される領域如何によつてデモクラシーには種々の特殊的な様相が成立するのである」（新明 1946: 24-5）。

新明によると、「デモクラシー」は、歴史的には古代ギリシャにも存在するが、近代において「国民」の「一部階級」ではなくその全体を対象としたものへと発展する。「近代デモクラシー」は、「古代ギリシャにおけるその如く国民の一部階級のみには制限されたものではなく、国民の可能的な全体を対象とした点において、明かにこれとは別個の、更に発達したデモクラシーたる意味を有つものであつた」（新明 1946: 48）。「近代デモクラシー」は、歴史的にはまず、「市民的デモクラシー」として出現した。「近代デモクラシーは先ず自由主義をイデオロギーとする市民階級的デモクラシーとして出現した」（新明 1946: 124）。「このデモクラシーは人民主権を唱道し、国民意志に基づいた平等の組織を実現するところにデモクラシーの指導的観念を設定した」（新明 1946: 124）が、「この観念は市民階級的デモクラシーによつてはかならずしも如実に実現されたものではな」（新明 1946: 124）かった。なぜなら、「市民的デモクラシー」は、「経済的領域」を「デモクラシー」の適用範囲から除外したからである。むしろ、「市民的デモクラシー」は、「経済的自由」を重視することで、「市民階級の特権」を温存した。「経済的領域においては経済的自由の名において唯市民階級の特権の維持が目標とされたため、経済的平等の要求は全く無視せられることになつた」（新明 1946: 125）のである。

ここに、「近代デモクラシー」の次の歴史的段階として、「大衆的デモクラシー」が出現する。「大衆的デモクラシー」は、まさに「経済的領域」に「デモクラシー」を適用することを主張し、「市民的デモクラシー」と対立する。「これに対して、社会主義をイデオロギーとする大衆的デモクラシーは進んで経済的デモクラシーの実現をも要求し、大衆的立場において市民階級の経済的特権の打破を唱道しつつ、これと対立し来つたものである」（新明 1946: 125）。「大衆的デモクラシー」は、「市民的デモクラシー」の限界を突破し、「デモクラシーの最も正統的な発展たる意義」（新明 1946: 126）を持つ。ここに、新明は、「大衆的デモクラシー」に自らの立場を定める。「我々はデモクラシーを問題とするにあつて、当然これを最も完全に問題とする歴史的な立場、すなはち国民大衆的デモクラシーの立場に立つことを必要とされてゐる」（新明 1946: 95-6）。

ただし、この「発展」は、必ずしもスムーズに実現するわけではない。むしろ、「デモクラシー」は、第一次世界大戦後に「危機」に陥る。「市民的デモクラシー」と「大衆的デモクラシー」との対立が激化し、ファシズムやナチズムといった「独裁」が生じる。新明によると、ファシズムやナチズムにしても、「人民主権」を認めるかぎりで、「デモクラシー」でないわけではない。「これらにしてもイデオロギー的にはかならずしもデモクラシーを否定してゐるとは限らないのであつて、彼等も原則的には人民主権を肯定し、その支配をもつて真の国民意志に基づくものと主張してゐる」（新明 1946: 129-30）。とはいえ、それらは、「デモクラシー」の「限界状況の現象」ではある（新明 1946: 150）。

新明にとって、「大衆的デモクラシー」の実現は、所与ではなく課題となる。とくに、このことは日本社会に妥当する。「政党が藩閥の勢力を抑制して政党内閣主義を確立したと見えた時期においても、なほそれは藩閥との腐れ縁を断ち切ることが出来なかつた」（新明 1946: 186）からである。新明は、「デモクラシー」の「復活強化」ではなく、「建設」が必要になると説く。「今日において我々はデモクラシーの復活強化ではなく、まさにその建設を課題として与へられてゐるも同然であつて、少なくとも我々はこの覚悟をもつてしなければ、到底デモクラシーを建設することは出来ないと云つてよいのである」（新明 1946: 189）。かくして、新明民主主義論は、日本社会における「大衆的デモクラシー」の実現のプロジェクトを提起することになる。

以上のように再構成される民主主義論には、大正デモクラシーを評価しない姿勢を読み取ることができる。この民主主義論には、後述のように、大正デモクラシーの思想への言及がないわけではない。しかし、それは必ずしもまとまったものではない。何より、大正デモクラシーを思想的に代表する吉野の民本主義への明示的・体系的な論及を欠いたままに、構成されている。そもそも、新明の民主主義論は、出発点において、民本主義の限界外に立っていた。吉野は、「社会主義」を批判し、「政治的民本主義の徹底」を説く（吉野 [2016]1919: 163）⁶。これに対して、新明は、端的に「デモクラシー」を「広義」に捉えることから出発していた。このように吉野の民本主義の限界外から出発しそれへの明示的・体系的な論及を欠いたままに終結している点には、大正デモクラシーを思想的に評価しない姿勢を読み取ることができる。また、「政党内閣主義を確立したと見えた時期」について否定的に捉え直している点には、思想的だけでなく政治的にも、大正デモクラシーを評価していない姿勢を看取できる。加えて、この民主主義論には、ファシズムやナチズムを「デモクラシー」に包摂しようとする姿勢も読み取ることができる。ファシズムやナチズムは、「デモクラシー」を否定するものとして必ずしも捉えられていなかった。それらを「デモクラシー」の「限界状況の現象」として、かえって「デモクラシー」に包摂しようとしていた。ここに、先の2つの問いが生じる。なぜ大正デモクラシーを評価しないのか、それどころか逆に、なぜナチズムやファシズムを「デモクラシー」に

⁶ 「政治的民本主義の徹底」を説くからといって、吉野が社会問題に関心がなかったわけではない。民本主義は何より「一般民衆の利福」を重視する点で、社会問題への関心を織り込んでいと考えられる。この点が、後述する、新明による民本主義の言わば隠れた継承を可能にしている。吉野における社会問題の認識については、飯田（1980）を参照。

包摂しようとするのか、という問いである。

3. 戦中の民主主義論との連続／非連続

この2つの問いは、新明民主主義論の基礎の解明に資するものでありうる。そこで問題にされる姿勢は、敗戦をこえて保存されたものであり、新明民主主義論の基礎に関わる可能性が高いからである。敗戦の衝撃をこえて保存されえたのは、それが思想の基礎に繫留されていたからと推定されるからである。本節では以下で、問題の姿勢が敗戦をこえて保存されていることを明らかにし、上述の2つの問いが新明民主主義論の構造の解明にとって重要でありうることを示したい。

新明は、『デモクラシー概論』に先立って、戦中に刊行した『社会学辞典』（1944）に「デモクラシー」の項目を収録している。そこで、新明はまず、「デモクラシー」を「広義においてそれはあらゆる社会的領域において平等を要求する精神的態度乃至はこれを具現した制度を意味してゐる」（新明 1944: 402）とする。そして、「近代デモクラシー」において「国家の全成員への参与が実現されるにいたつた」ことを、さらにこうした「近代デモクラシー」は「自由的デモクラシー（Liberal democracy）」としてまずは形成されたことを、確認する（新明 1944: 403）。そのうえで、「自由的デモクラシー」からは、その限界に起因して、「社会的デモクラシー」と「共同体的デモクラシー」とが発生したとする。すなわち、一方で、「自由主義的デモクラシーの展開において全体的な見地よりも個人の自由が絶えず強調されて来たことは否定出来ない」（新明 1944: 404）としたうえで、「経済的な国民の不平等が克服されなかつたところから、社会的デモクラシー（Social democracy）の要求が発生したものである」（新明 1944: 405）とする。また、他方で、「自由的デモクラシーの根本的欠陥は...それが個人の独立的な自由を前提として成立し、国民の参政を政党的分立とその妥協に逸脱せしめたところに存している」（新明 1944: 405）としたうえで、「国民的全体の見地において国家成員の国政への参与を目指す」「共同体的デモクラシー」が発生したとする（新明 1944: 405）。新明は、2つの発展方向のうち後者に比重を置いて解説する。「社会的デモクラシー」については、上述のようにかかる「要求が発生した」と記述するにとどめ、それ以上の論評を避けたのに対して、「共同体的デモクラシー」については、その概念を拡張すれば「独伊の独裁主義をさへなほそのなかに包容することが可能とされるものである」（新明 1944: 405）との見解を積極的に提示する。

こうした戦中の民主主義論にはすでに、大正デモクラシーを評価しない姿勢が見出される。それは、「広義」の「デモクラシー」から、すなわち吉野の民本主義の限界外から出発し、それへの明示的・体系的な論及を欠いたままに終結する（文献リストにも挙げられない）。また、ファシズムやナチズムを「デモクラシー」に包摂しようとする姿勢も見出される。今見たように、「共同体的デモクラシー」の概念を媒介に、それらを「デモクラシー」に包摂しようとしていた。

こうしてみると、前節で確認した問題の姿勢は、敗戦をこえて保存されたものであることがわかる。このことは、次のことを考慮するとき、さらに重みを増そう。すなわち、新明民主主

義論は、敗戦へといたる時代の流れに抵抗するのではなく、少なくとも結果としては迎合しただけに、敗戦はその再考の機会となりえたとし、実際にも——むろん不十分との評価は可能であるし妥当でもあるが——そうなっていることである。

戦中の新明民主主義論が敗戦へといたる時代の流れに迎合するものであったことは、それが棹さす思想潮流に光をあてることで明瞭になる。『社会学辞典』の民主主義論はとくに、文献リストの筆頭と二番目に挙げられた、森口繁治（1889?-1940）『近世民主政治論』（1920）と矢部貞治（1902-67）「独裁制と衆民政」（1935）に依拠している。そして、森口と矢部の立論を継承し接合することで、第一次世界大戦後の自由主義批判のひとつの潮流——社会主義から新体制運動へと展開・転回する——に棹さすことになっている。この潮流は、まさに新体制運動へと流れ込んでいるかぎり、敗戦へといたる時代の流れに抵抗するというより迎合するものであった。

『社会学辞典』のデモクラシー論の支柱のひとつである、「自由的デモクラシー」から「社会的デモクラシー」への発展というアイディアは、森口『近世民主政治論』（1920）に見出される。森口は、自由を各個人に平等に保障するためには、「社会的な総ての関係」についても一定の平等性が求められるとして、「社会民主主義」に先進性を認める。森口は、「資本主義の支配して居る現代に於て個人の経済的活動を絶対に自由にした結果今日多数の個人が経済的には殆んど自由を失って全く資本家の奴隷となつて居る事実」（森口 1920: 284）などに言及したうえで、「民主的理想に従つて各個人且全個人に自由を与える為には社会的な総ての関係に就ても各個人を或程度迄平等にしなければならぬ」（森口 1920: 286）と主張する。そして、「所謂社会民主主義とは政治上のみならず社会的にも総ての個人を成るべく平等にして以て民主的理想を完全に実現しやうと云ふのである」（森口 1920: 287）との理解にもとづいて、「社会民主主義は従来の純然たる政治的民主主義に対し一步を進めたものと云はねばならぬ」（森口 1920: 287）とする。

森口の立論は、孤立したものではなく、日本労働総同盟の結成（1921）に象徴される、第一次世界大戦後の社会主義の台頭のなかにあった。ただし、彼の立論は、そのなかでは、穏健で微妙なものであった。後に滝川事件（1933）で連座し京都帝国大学を去ることになる森口ではあるが、『近世民主政治論』の「序」では、「余は或意味に於て大なる保守党である」（森口 1920: 3）と宣言する。実際、彼は、「但し社会民主主義と政治的民主主義とは全く別のものである、それ故に政治的には社会民主主義を加へることに依つて従来見なかつた社会民主的共和国と云ふやうな別の一政体が現はれたものだとは云ひ得ない」（森口 1920: 149）として、「社会民主主義」に「先進性」を認めながらも、それが新たな段階を画するとはしなかったのである。『社会学辞典』における新明の「自由的デモクラシー」から「社会的デモクラシー」への発展というアイディアは、森口の「純然たる政治的民主主義」から「社会民主主義」への発展というアイディアを継承したうえで、「社会的デモクラシー」について論評を避けている点で、それをさらに穏健化させたものと言えよう。

また、「自由的デモクラシー」から「共同体的デモクラシー」への発展というアイディアは、すでに山本鎮雄が指摘しているように、矢部「独裁制と衆民政」（1935）に見出される（「衆民

政」は矢部と吉野の師である小野塚喜平次（1870-1944）に由来する democracy の訳語）。矢部は、「自由的衆民政論といふは、衆民政の根本理念を個人自由主義に在りとするものであり、共同体的衆民政論は、之に対し、共同生活の連帯と調和を衆民政の優位理念と観ずるものである」（矢部 1935: 517）とする。矢部は、とくに「共同体的衆民政」について、「一体国民の一般意思を最高の源泉としてその直接政を目標とし、議会・政党による間接政を出来る限り減少せんと」（矢部 1935: 518）するものであるとし、「主権的独裁」と「何等の矛盾背反もあり得るわけがない」（矢部 1935: 547）とする。そのうえで、「自由的衆民政」の「歴史的役割」が終わったことを確認し（矢部 1935: 564）、「要之、現代の一般文明社会に適合すべき衆民政機構として、益々共同体的衆民政への進展が要請せられつつあることを明かに透見しなければならぬ」（矢部 1935: 565）とする。

矢部の立論もまた、孤立したものではなく、昭和研究会の成立から新体制運動へといった思想潮流のなかにあった。この思想潮流は、統帥権に依拠した軍部の勢力拡張を抑止するという企図を含んでいた。「新体制に関する声明文案」を起草したと言われる矢部は、その例外ではありえなかった。矢部は、「ロシア、イタリー、ドイツ等に於ける諸独裁政」について、「事実上は永続的な専制政に墮せるものに過ぎずと断すべき根拠が顕著であり、その意味では衆民政の立場より峻烈に批判せられねばならぬ所のものである」（矢部 1935: 560）として、ファシズムやナチズムを「衆民政」から排除したのである。『社会学辞典』における新明の「自由的デモクラシー」から「共同体的デモクラシー」への発展というアイディアは、矢部の「自由的衆民政」から「共同体的衆民政」への発展というアイディアを継承したうえで、「共同体的デモクラシー」にファシズムやナチズムを包摂しようとしている点で、それをさらに先鋭化させたものと言えよう。

結局、『社会学辞典』の民主主義論は、森口と矢部のそれを、後者を重視しながらも同時に継承している。すなわち、両者に共通する自由主義の限界認識を引き継いだうえで、その限界の突破については、矢部の立論を先鋭化した「共同体的デモクラシー」に可能性を見出しながらも、森口の立論を穏健化した「社会的デモクラシー」にも僅かに可能性を残す構成をとっている。それは、社会主義から新体制運動へと展開・転回する、第一次世界大戦後の自由主義批判のひとつの潮流に棹さすものであった。新体制運動は、軍部の勢力拡張を抑止という企図を含んでいたとはいえ大政翼賛会に行き着くのであり、敗戦へといった時代の流れに抵抗するというより迎合するものであった。戦中の新明民主主義論もまた、その一端を担った。『社会学辞典』の民主主義論は、吉野の影響下で発足しながらも社会主義へ傾斜していく新人会で学生時代に精力的に活動し、しかし活動家にはならず大学教員となり、しかしそこでも社会的現実へのコミットメントを失わず昭和研究会に参加し、ついには大日本言論報国会（1942年発足）理事に就任するにいたる、新明の歩みが凝縮されているとも言えよう。

新明民主主義論はこのように敗戦へといった時代の流れに迎合するものであっただけに、敗戦は、まさに衝撃でありえたはずであり、その再考の機会になりえたはずである。実際、それは、戦後の『デモクラシー概論』において、小さくはない修正を加えられている。自由主義の限界を突破する可能性は、もはや「共同体的デモクラシー」には見出されない。その可能性は

今やもっぱら「大衆的デモクラシー」に指定され、「共同体的デモクラシー」は「限界状況の現象」へと格下げされる。

このように、新明にとって、敗戦はその再考の機会となりえたとし、実際にもそうになっている。前節で取り上げた問題の姿勢が敗戦の衝撃に耐えて保存された要素であることが、さらに重みを増す。ここに、あの 2 つの問い——なぜ大正デモクラシーを評価しないのか、それどころか逆に、なぜナチズムやファシズムを「デモクラシー」に包摂しようとするのか——が、新明民主主義論の基礎を析出するための端緒として再浮上する。以下、この 2 つの問いに答えることにしたい。

4. 謎の解明 I ——社会的基礎の析出

なぜ大正デモクラシーを評価しないのか、この問いに関して、鈴木は、大正デモクラシーでは、国民主権が要求されなかったこと、また政党が機能不全に陥ったこと、さらに新明が大正デモクラシーより少し遅れた世代に属することを、指摘する。「デモクラシーが国民主権を伴わず、天皇制の枠内でしかなしえなかった運動にすぎず、また政党も藩閥勢力との妥協にのみ腐心することによって、近代政党としての本来的存在価値を発揮しえなかったこと、その運動渦中に新明はなく、いわば大正デモクラシーの鮮烈な洗礼を受けたものの残照のなかで挫折感をもったものと思われることなどを考え合わせれば、評価自体にいささか内面的に逡巡するところがあったのではなかろうか」（鈴木 1996: 118）。

たしかに、新明は大正デモクラシーより少し遅れた世代に属する。また、そのために挫折感を味わったことも十分に考えられる。しかし、民主主義論に照準する本論にとって重要であるのは、そうした生活的事実それ自体ではなく、それを背景に生成した民主主義論に内在的な理由である。そう考えるならば、大正デモクラシーにおける政党の機能不全と国民主権の要求の不在の指摘が、クローズアップされる。実際、新明は、これらの点に焦点を合わせながら、大正デモクラシーに批判的に言及している。彼は、大正デモクラシーの思想面を、国民主権の要求の不在において批判する。新明は、「勿論、わが国には、デモクラシーを国民主権の觀念から切り離して理解しようとする主張が存している」として、具体的には「美濃部達吉博士等」を挙げる（新明 1946: 203）。そのうえで、この「主張」について、「デモクラシーの要求は君主が民の心をもつて心となし、民意に従つて国政を行ふことによつて十分充たされ得るものと考へ」ているが、「唯、これだけでデモクラシーの目的が完全に達成され得るか否かは疑問である」とする（新明 1946: 203）。また、大正デモクラシーの政治面を、「政党が藩閥の勢力を抑制して政党的内閣主義を確立したと見た時期においても、なほそれは藩閥との腐れ縁を断ち切ることが出来なかった」（新明 1946: 186）として、政党の機能不全において批判する。

こうしてみると、新明が大正デモクラシーを評価しない理由について、さしあたり次のように言うことができる。政党の機能不全と国民主権の要求の不在とを大正デモクラシーに見出したことにある、と。しかし、かかる不全や不在は、大正デモクラシーを批判する際の焦点となるまでに重要であったのは、精確にはなぜか。

まず、政党の機能不全について見ていこう。政党の機能不全は、議会の機能不全をもたらす。政党は「世論」を統合的に確定し「国民意志」へと形成するものであり（新明 1946: 76-7）、議会が機能するための条件である。新明によると、「これ〔政党——引用者注〕を欠如するかぎり、国民意志の代表的形成も議会の政治的機能も事実上不可能とされる」（新明 1946: 82）。この議会の機能不全は、それはそれで、「国民意志」の貫徹——「国民によるデモクラシー」——を難しくする。議会は、政党がまさに「国民意志」を形成する場であり、「国民意志」の貫徹の条件である。「これ〔議会——引用者注〕によつてはじめて国民意志は代表的に最も合理的に実現される」（新明 1946: 135）のである。さらに、この「国民意志」の貫徹の困難は、「国民の安寧幸福」——「国民のためのデモクラシー」——の実現を難しくする。「国民の安寧幸福」は、政治を君主に委ねることでは実現しない。その実現のためには、「国民意志」の貫徹が必要不可欠となる。言い換えると、「国民によるデモクラシー」は、「国民のためのデモクラシー」の実現の条件である。「国民のためのデモクラシーが唯君主の意志のみによつてその目的を達成し得ないことは、近代デモクラシーがこれを確保するものとしてさらに国民によるデモクラシーを要求して来たことによつて、すでに看取されるところである」（新明 1946: 204）。そして、この「国民の安寧幸福」は、実に「デモクラシー」の「本義」に他ならない。「我々はデモクラシーの本義を追求して、その原理が国民の積極的な主体化を前提として国民の安寧幸福を実現しようとするところにあることを確認することが出来たわけである」（新明 1946: 208）。要するに、新明にとって政党の機能不全が重要であったのは、それによって「デモクラシー」の「本義」である「国民の安寧幸福」の実現が妨げられるからであった。

では、国民主権の不在は、新明にとって、なぜ重要であったのか。この点について、山本は、当時、主権を国民主権として構成することが課題となっており、国民主権を認めないことが時代遅れになっていたことを指摘する。「戦後初期のデモクラシーは「主権の所在」、つまり憲法上の主権者として国民主権をいかに確立すべきかが焦眉の課題であった。新明にとって「主権の運用」に限定した大正デモクラシーはもはや過去の政治思想に過ぎず、戦後初期の民主化のモデルとなり得なかった」（山本 1998: 159）。たしかに、当時、国民主権を認めないことは、急速に時代遅れになっていた。すでに述べたように、『デモクラシー概論』の刊行は1946年8月であったが、マッカーサー草案に準拠した憲法改正草案要綱が日本政府によって公表されたのは、同年3月であった。

では、主権を国民主権として構成しないことが時代遅れになっていたとして、その遅れを取り戻すことが、なぜ重要であったのか。「国民の安寧幸福」——「国民のためのデモクラシー」——の実現が危うくなるからであった。新明によると、「国民のためのデモクラシー」は、上述のように「国民によるデモクラシー」を要求するが、さらにこの「国民によるデモクラシー」を確固としたものとするために、「国民のデモクラシー」——国民主権——を要求する。「もし国民のためのデモクラシーを政治の目的として肯定するならば、デモクラシーは原理的に国民によるデモクラシーを要求するとともに、さらに進んでこれを積極的に基礎づけるため当然国民のデモクラシーとして国民主権を要求しなければならないのである」（新明 1946: 207）。

以上をまとめると、次のように言うことができよう。新明は、「デモクラシー」の「本義」を

「国民の安寧幸福」——「国民のためのデモクラシー」——に求めたうえで、その実現の条件として「国民意志」の貫徹——「国民によるデモクラシー」——を要求し、さらにこの要求の実現の条件として、政党を⁷、そして国民主権——「国民のデモクラシー」を要求した。ここに、思想的には国民主権に踏み込まず、政治的には政党が機能不全に陥った、大正デモクラシーは、否定的に捉え直されることになった。

こうした理路には、逆説が見出される。大正デモクラシーの思想的中心である民本主義を継承しながら、大正デモクラシーを否定的に捉え直すという逆説である。新明は、「国民の安寧幸福」を「デモクラシー」の「本義」として「国民意志」の貫徹を要請する点において、実は吉野の民本主義を継承している。「民本主義は第一に政権運用の終局の目的は、「一般民衆のため」ということにあるべきを要求する」（吉野 [1916]2016: 56）ものであり、「第二に民本主義は政権運用の終局の決定を一般民衆の意嚮に置くべきことを要求する」（吉野 [1916]2016: 68）ものであった。ここで、「一般民衆のため」——「一般民衆の利福」との表現も用いられる——を「国民の安寧幸福」に、「一般民衆の意嚮」を「国民意志」に、それぞれ置き換えるならば、民本主義は「国民の安寧幸福」を「デモクラシー」の「本義」として「国民意志」の貫徹を要請するという新明の主張へと変換される。逆に言うと、新明民主主義論は、その基本的立場において民本主義と実は同型的であり、それを継承する。しかし、新明は、この基本的立場に発して、議会と政党を重視するがゆえに大正デモクラシーを政治面で否定的に捉え直し、さらに国民主権を要求するにいたって思想面でもそれを否定的に捉え直し、民本主義とも袂を分かつことになるのである。

さらに、こうした逆説は、理念を社会的存在として、すなわち一定の条件が充たされるならば社会的に現実化するものとして捉えようとする、社会的立場を基礎に生じていると考えられる。ここで、理念の実現の諸条件を充たしていない社会的現実、否定的に評価されよう。上述の逆説は、こうした否定的評価の結果であったと考えられる。民本主義を継承して「国民の安寧幸福」を「本義」とする「デモクラシー」が理念として措定される。そのうえで、「デモクラシー」の実現の条件として、国民主権が挙げられる。ここに、国民主権を認めなかった、民本主義をはじめとする、大正デモクラシーの思想は、否定的に評価される。また、「デモクラシー」の実現の条件として、政党が挙げられる。ここに、十分には政党が機能しなかった、大正デモクラシーの政治は、否定的に評価される。こうして、民本主義を継承しながら、大正デモクラシーは思想的にも政治的にも否定的に捉え直される。

吉野作造のもとで政治学徒として出発した新明は、1921年3月に東京帝国大学法学部を卒業後⁸、同年4月に関西学院文学部へ赴任する。直接的にはこの赴任を契機に、専門を社会学へ

⁷ 新明は、政党の重要性を繰り返し強調している。例えば、『社会学評論』2巻1号の特集「政党の諸相」に寄せた論文で、「近代の民主主義において政党は議会と相並んで、ある意味では議会以上に民主主義の運営にとって不可欠の存在をなしている」（新明 1951: 15）と述べる。

⁸ 新明は、同年10月に、『ソフィストの政治学的研究』を、吉野が編集する「政治研究」シリーズの第5輯として、刊行している。これは、卒業論文を加筆修正したものである（山本 2000: 15）。同書で、新明は、国家を目的に対する手段とする「相对思想」の立場に立脚して、かかる「思想」の源泉に、「相对主義者」として捉え直された「ソフィスト」を発見する（新明 1921: 78）。この初期の政治思想から、新明の

と変える⁹。逆説は、この政治学から社会学への転回に淵源する。吉野が政治学において構成した民本主義は、新明の社会学において内破した、このように言うこともできよう。

5. 謎の解明Ⅱ——歴史主義的基礎の析出

では、なぜナチズムやファシズムが「デモクラシー」に包摂しようとするのか。『社会学辞典』「デモクラシー」に関しては、すでに山本の指摘がある。この段階で、新明は、ナチズムやファシズムが「共同体的デモクラシー」に包摂される可能性を示唆していた。山本は、この「共同体的デモクラシー」の概念が矢部に由来することを指摘したうえで、新明が矢部の概念装置を十分には引き継がなかったために、ナチズムやファシズムを「デモクラシー」に包摂することになったと指摘する。「新明の「共同体的デモクラシー」の指摘は、矢部の記述に依拠していることは明らかである。ところが、新明には、デモクラシーの対極としての「専制政」の概念が欠如していることによって、デモクラシーと「受任的独裁」ないし「主権的独裁」を区別する基準が曖昧となって、ついにドイツやイタリアの独裁主義をして「共同体的デモクラシー」の範疇に包摂するという論理的・思想的矛盾を犯すことになった」（山本 1998: 168）。すなわち、矢部の概念化によると、「専制政」と「独裁」とは区別される。「デモクラシー」は、「専制政」とは対立するが、「独裁」とは対立しない。こうした矢部の概念化にしたがえば、ナチズムやファシズムを正確には「独裁」ではなく「専制政」として捉え、それらを「デモクラシー」に包摂することはなかったかもしれない。ところが、新明は、「独裁」と「専制政」とを明確に区別しなかったために、「専制政」であるナチズムやファシズムを「独裁」として、したがって「デモクラシー」とは対立しないものとして捉え、最終的にはそれらを「デモクラシー」に包摂するにいたった。たしかに、すでに見たように、矢部は、「ロシア、イタリア、ドイツ等に於ける諸独裁政」について、「事実上は永続的な専制政に墮せるものに過ぎずと断すべき根拠が顕著であり、その意味では衆民政の立場より峻烈に批判せられねばならぬものである」（矢部 1935: 560）としていた。

では、なぜ新明は矢部の「専制政」と「独裁」との区別を引き継がなかったのか。新明ほどの体系的理論家が、矢部のこの区別に気づかなかったとは考えにくい。むしろ、あえてこの区別を引き継がなかったと考えるべきであろう。ここでは、この理由を、『デモクラシー概論』の論述に立ち返って考えてみたい。『デモクラシー概論』では、第一次世界大戦以来、「近代デモクラシー」の「歴史的役割」の終焉が主張され、「デモクラシーの危機」が「喧伝」されていたことが指摘される。「そして、この形勢はデモクラシーの発展に対する確信に少なからぬ動揺を生ぜしめ、近代デモクラシーが今や一応その歴史的な役割を終止するにいたったのではないかと見る意見を有力に成立せしめるにいたった。大戦を契機としてデモクラシーの危機が多数の

民主主義論、さらには社会学がどのように生成したかについては、別稿を期したい。

⁹ 関西学院への赴任はむろん、直接的な契機に過ぎない。この点に関しては、『政治の社会的基礎』を1923年に刊行した、大山郁夫（1880-1955）の影響を無視することはできない。山本（1996）は、吉野よりも大山の影響の大きさを、次のように指摘している。「新明は吉野の指導を受けたが、その政治学理論は吉野の所説ではなく、早稲田大学の大山郁夫教授の所説に負っている」（山本 1996: 9）。

識者によって喧伝されるにいたつたのは、そのためである」(新明 1946: 128)。しかし、それに関わらず、新明は、「デモクラシー」には、「前途」があると主張する。「しかし、かくの如き傾向が存するにもかかわらず、我々はデモクラシーの前途については先に述べた観測を改める必要があるとは考へない」(新明 1946: 128)。

なぜ「前途」があると言いうるのか。新明は、ここで、「デモクラシー」と「議会主義」を切り離したうえで、「デモクラシーの危機」と言われる事態は、実は「議会主義」の危機であると主張する。「いはゆるデモクラシーの危機は一般に独裁によるデモクラシーの否定と解釈されて来た傾向があるが、それはかならずしもデモクラシーそのものの否定を必然的に包蔵してゐるものではない。問題となつてゐるのは、根本において政治的機構であつて、独裁と対照されるものは、デモクラシーそのものではなく、むしろ議会主義だったものである」(新明 1946: 130-1)。「独裁」によって否定され危機に陥っているのは正確には「デモクラシー」ではなく「議会主義」であり、「デモクラシー」の「前途」は失われていないというわけである。

しかし、「デモクラシー」が「議会主義」と結びついている現状では、「議会主義」の危機は実際には「デモクラシー」の危機へ拡大するのではないか。新明は、「議会主義」の危機は「デモクラシー」の「限界状況」の「象徴」とであると説いている。「結局、議会主義の危機は近代デモクラシーに孕まれて来た市民的デモクラシーと大衆のデモクラシーとの対立の激化によって出現した限界状況を象徴したものに他ならなかったのである」(新明 1946: 149-50)。「議会主義」の危機は、「デモクラシー」の「限界状況」の「象徴」であるなら、「デモクラシー」への理解を深める契機にもなりうる。「議会主義」の危機を、もっぱら「デモクラシー」の危機へ拡大するものとして捉えることは、バランスを欠くと言えるかもしれない。

けれども、「独裁」がファシズムやナチズムとして現象する状況では、「議会主義」の危機は実際には「デモクラシー」の危機へ拡大するのではないか。ファシズムやナチズムは、実際には「議会主義」にとどまらず「デモクラシー」を否定し、それを危機に陥れているのではないか。新明も、このことを認める。「これらにあつては経済的にデモクラシーが実現されていないと同時に、政治的にも全くデモクラシーが否定されてゐる」(新明 1946: 129)。ここで新明が主張することこそ、ファシズムやナチズムがそれでもなお「デモクラシー」に包摂されることである。「しかもこれらにしてもイデオロギー的にはかならずしもデモクラシーを否定してゐるとは限らないのであつて、彼等も原則的には人民主権を肯定し、その支配をもつて真の国民意志に基づくものと主張してゐる」(新明 1946: 129-30)。現実的には「デモクラシー」を否定しそれを危機に陥れているファシズムやナチズムですら「デモクラシー」であるなら、「デモクラシー」の「前途」が失われているとは、たしかに言い難い。「デモクラシー」は強固な「歴史的妥当性」を獲得している。「その現実とは別として、彼等にしてもなほ原則的にデモクラシーを承認してゐるのであつて、デモクラシーが事実的に否定されてゐる場合にもなほそれが無視し難い歴史的な力をもつて迫つて来てゐるこの事實は、デモクラシーの危機が説かれてゐるにかかはらず、その本質がすでに疑ふべからざる有力な歴史的妥当性を獲得してゐることを物語つてゐるのである」(新明 1946: 129-30)。

こうしてみると、新明が矢部に依拠しながらも、「専制政」と「独裁」の区別をあえて引き継

がなかったのは、実にファシズムやナチズムを「デモクラシー」に包摂するためであった。この包摂にとって、「専制政」と「独裁」の区別は、少なくとも重要ではなかった。この包摂は、副次的な結果として生じたのではなく、それ自体がむしろ目的であった。そして、この目的に対する、さらに上位の目的として、「デモクラシー」の「歴史的妥当性」を示すことがあったのである。なぜナチズムやファシズムが「デモクラシー」に包摂するのか、この問いに対して、今や次のように答えることができる。「デモクラシー」の「歴史的妥当性」を示すためである、と。

ここには、ひとつの逆説が見出される。ファシズムやナチズムを「デモクラシー」に対する脅威と考えるからこそ¹⁰、かえってそれらを「デモクラシー」に包摂するという逆説である。ファシズムやナチズムを「デモクラシー」に対する脅威と考えないなら、それらを無視することができたし、「デモクラシー」の「歴史的妥当性」を問題にすることもなかったはずである。

この逆説は、理念を歴史的存在として、すなわち歴史のなかで生成・発展しやがては衰退・消滅するものとして捉える、歴史主義的な立場を基礎に生じていると考えられる。ここでは、すでに衰退・消滅しつつある理念を戴く思想は、アクチュアリティを欠くとして否定的に評価されるだろう。上述の逆説は、この否定的評価を危惧した結果であったと考えられる。ファシズムやナチズムの台頭は、「デモクラシー」がすでに衰退・消滅しつつある可能性を示しているように思われる。「デモクラシー」を理念として戴く新明からすると、この可能性は看過しえない。そこで、逆説的にも、ファシズムやナチズムを「デモクラシー」に包摂することで、「デモクラシー」の「歴史的妥当性」を示そうとした。上述の逆説は、このような理路から生じたと考えられる。1926年に関西学院から東北帝国大学に転じ形式社会学を研究テーマとしていた新明は、ドイツ留学（1929-31）を直接的な契機として、カール・マンハイム（1893-1947）の知識社会学を通して歴史主義を受容した¹¹。政治学から社会学へと転回した新明は、そのなかで

¹⁰ 新明は、ドイツ留学中に、1930年9月14日の帝国議会選挙における、国民社会主義ドイツ労働者党の躍進を体験している。新明は当日の夜、ベルリンの「レッシング劇場」でエルヴィン・ビスカートル（1893-1966）の「皇帝の奴隷」を観劇し、22時頃、幕間に「幻燈」に照らされた「ベルリンの一部」の開票結果で、「国民社会党と共産党の勝利」を知った（新明 1931: 223-4）。23時の終演後、シュプレー川を渡った「電車停留場」で「全国の形勢は一樣に国民社会党の躍進と共産党の増加を示してゐる」ことを確認し、さらに「フリードリッヒ街とウンター・デン・リンデンとの交叉点」の「揭示場」の雑踏の中で、「国民社会党」が「第二党と成ることは動かない」ことを、「従来、特色こそ有つてゐたが、何等議会的勢力のなかつた同党としては全く異常の成績」を知った（新明 1931: 224）。当時の新明は、一方で、「国民社会党の乱舞は長くはない。ドイツ政界の悪魔を退治する剣は、既に大衆の溶鉱炉の中で鑄上げられてゐる」（新明 1931: 250）としており、ナチズムとの距離を相対的に保っている。他方で、社会民主党を「議会外行動に意義を置く彼等」〔「国民社会党」——引用者注〕を、あくまで議会において打たうとするのは、不可能である（新明 1931: 247）と批判しており、「共同体的デモクラシー」の立場へと向かう道にすでに踏み出している。

¹¹ 新明（1977）によると、1930年秋からフランクフルトに滞在しており、マンハイムの講義を聴講している。また、社会研究所でのマックス・ホルクハイマー（1895-1973）主宰のマックス・ヴェーバーの研究会でも、マンハイムと同居している。しかし、マンハイムとの直接の意見交換はなく、むしろフリードリッヒ・ポロック（1894-1970）をはじめとする、社会研究所に集った研究者との交流を深めている。新明自身は、「後になって考えると、私はせっかくフランクフルトに行きながら、かんじんなマンハイムとは研究所の人びととほどには積極的に意見を交換しないで終ったかたちになっており、今から思うといささか忘れ物をしてきたような感じがしないでもないのである」（新明 1977: iv）と述懐しているが、逆に「研究所の人びと」と「積極的に意見を交換」しえたことは、彼の社会学理論を内在的に理解するためのひとつの手

とくに歴史主義を受容する¹²。上述の逆説は、この歴史主義受容に淵源すると考えられる。

6. プロジェクトの社会学的・歴史主義的正当化

以上で、新明民主主義論をめぐる2つの謎を解くことを通して、その社会学的基礎と歴史主義的基礎を析出した。本節では、新明民主主義論を立体的に理解するために、それが全体としてこれらの基礎によって構造化されていることを明らかにする。すなわち、この民主主義論は、それが提起するプロジェクト——日本社会における「大衆的デモクラシー」の実現——を、社会的にまた歴史主義的に貫して正当化しようとしている、言い換えると、このプロジェクトが現実的でアクチュアルであることを示そうとしている。

「デモクラシー」の実現の条件として、国民主権に基づいた「国民意志」の貫徹が挙げられていた。「市民的デモクラシー」はこの条件を要求した。しかし、それは「デモクラシー」の適用領域を政治に限定したために、この要求を十分に現実化することができなかった。「大衆的デモクラシー」は、適用領域を経済へと拡張することで、この難点の克服をはかった。この点で、「大衆的デモクラシー」は、「市民的デモクラシー」よりも、「デモクラシー」の実現の諸条件を踏まえる。新明民主主義論のプロジェクトは、「大衆的デモクラシー」の実現を目指す点で、現実的ということになる。

しかし、このプロジェクトは、日本社会が「デモクラシー」の実現の諸条件を充足する可能性を有しないならば、やはり現実的ではない。ここで、日本社会がこの可能性を有することが説かれる。新明は、「過去に徴して見ると、日本国民の民主的能力はかならずしも高く評価され得るものではない」（新明 1946: 213）ことを認める。しかし、新明は、「民主的能力の発達を阻害して来た悪条件は、すでに撤廃されてゐる」（新明 1946: 214）として、「今後において日本人は民主的能力を歴史的に育成する有利な展望を与えられてゐるのであつて、日本人はその努力によつては民主的能力を強化する可能性豊かに約束されてゐる」（新明 1946: 214）とする。ただし、ここで「努力」が必要とされていることに注意しなければならない。「努力」を怠るなら「民主的能力」は「強化」されない。その「努力」として「国民性」の「改造」が挙げられる（新明 1946: 216）。新明は、『デモクラシー概論』（1946）をうけて、この「努力」のまさに一環として、1948年に『国民性の改造』を刊行する（新明 1948）。「民主的能力」への疑念は容易に拭えるものではなかった。このように、新明は、「日本人」ないし「日本国民」の「民主的能力」への疑念につきまといながらも、可能性としてはそれを承認した。

新明民主主義論のプロジェクトは、このように現実的であることが、社会的に主張される。このプロジェクトはさらに、アクチュアルであることが、歴史主義的に主張される。新たな段階の「デモクラシー」である「大衆的デモクラシー」が旧来の「デモクラシー」である「市民

掛かりになると考えられる。

¹² ドイツ留学はむろん直接的な契機に過ぎない。この歴史主義受容については、形式社会学を批判し文化社会学の導入を試みていた、「社会学研究会」を中心とした、当時の日本社会学の一部の動向と密接に関連している。とくに本論のコンテキストでは、1940年に『歴史における理念』を刊行した、樺俊雄（1904-80）の議論との関連が重要になると考えられる。

的デモクラシー」と対立した結果、ファシズムやナチズムが「限界状況の現象」として現れたのであった。そうであるなら、ファシズムやナチズムが消滅した今こそ、「大衆的デモクラシー」の時代の幕開けとなる。新明民主主義論のプロジェクトは、この「大衆的デモクラシー」の実現を掲げる点で、アクチュアルということになる。

しかし、このプロジェクトは、日本社会が「大衆的デモクラシー」を要求される段階に達していないならば、やはりアクチュアルではない。ここで、日本社会がこの段階に達していることが説かれる。大正デモクラシーを評価しなかった新明は、明治維新に注目する。新明によると、「五箇条の御誓文」——とくに「広く会議を興し、万機公論に決すべし」という文言——に注目する。明治維新は、「尊王攘夷」には還元されず、「近代的国民国家建設」を目指すものであった（新明 1946: 15）。こうして、日本でも「近代デモクラシー」が歴史的発展をみなかったわけではないことが主張される。とは言え、この発展は力強いものではなかった。新明は、「日本においては、先に一瞥したやうに、デモクラシーの歴史的発展がきはめて不完全であつて、最近にいたるまで、立憲政体が存してゐたとは云へ、事実上デモクラシーは市民的デモクラシーとしてもなほ十分貫徹されるまでにはいたらなかつた」（新明 1946: 211）ことを認める。しかし、新明は、この「不完全」を克服するためにこそ、「市民的デモクラシー」を超えて一挙に「大衆的デモクラシー」を要求されていると説く。「我々は現在の日本においては、嘗つての市民的デモクラシーの要求を完全に達成するためにも、これを一步歴史的に超越した大衆的デモクラシーの立場に進出することを必要とされてゐると見るものである」（新明 1946: 212）。

以上のように、新明民主主義論は、それが提起するプロジェクト——日本社会における「大衆的デモクラシー」の実現——を、社会学的にまた歴史主義的に一貫して正当化しようとしている。それは、社会学的基礎と歴史主義的基礎とによって構造化されている。

7. 結論

本論の課題は、新明民主主義論をめぐる2つの謎を解くことを通して、その構造を明らかにすることにあつた。本論は、この課題に、次のように応答したことになる。民本主義を思想的中心とする大正デモクラシーを評価しないのは、かえって民本主義を継承しているからであつた。また、ナチズムやファシズムを「デモクラシー」に包摂しようとしたのは、かえってそれらに対する危機意識からであつた。このような逆説的な構成には、社会学的ならびに歴史主義的基礎があつた。新明民主主義論は、こうした二重の基礎によって、全体的に構造化されていた。すなわち、それは、日本社会における「大衆的デモクラシー」の実現というプロジェクトを提起し、このプロジェクトを社会学的にまた歴史主義的に基礎づけるものであつた。

新明が追い求めていたのは、現実的でアクチュアルな「デモクラシー」のプロジェクトであつたと言えよう。この追求は、屈折をとまなっていた。「デモクラシー」がそもそも時代遅れになっているのではないか、また日本社会は「民主的能力」に欠けているのではないかとの疑念がつきまとつていた。加えて、この追求は、危うさをともなっていた。それは、現実と現在への追従に陥る可能性と表裏一体であつた。状況によっては、「デモクラシー」を「独裁」として

構想し、そこにファシズムやナチズムを包摂したうえで、かかる「デモクラシー」の実現をプロジェクトの目標に据える可能性を潜在させていたのではないか。『社会学辞典』（1944）の新明は、この可能性の顕在化へと少なくとも踏み出すものであったと言えよう¹³。

出発点における戦後日本社会学は、少なくとも新明において、こうした屈折や危うさを内包しながら、その実践的関心の中心に民主化を措定した¹⁴。それは、たんに封建遺制を呪詛し民主主義を嘉するものではなかったし、ファシズムやナチズムと敢然と手を切るものでもなかった。同様の屈折から無縁とは言い切れない現状であるならば、戦後日本社会学の出発点は現在の到達点の様相をいささかなりとも帯びる。そのかぎり、上の危うさは、現在と未来の社会学のものでもあるだろう。

文献

- 有賀喜左衛門, 1950, 「非近代性と封建性」『社会学評論』1 (1) : 2-10.
- 大道安次郎, 1974, 『新明社会学』恒星社厚生閣.
- 福武直, 1957, 「日本社会学」阿閉吉男・内藤莞爾編『社会学史概論』勁草書房, 417-68.
- 飯田泰三, 1997, 「吉野作造——ナショナルデモクラットと『社会の発見』」『批判精神の航跡——近代日本精神史の一稜線』筑摩書房.
- 今井隆太, 2000, 「東亜協同体論と知識人——新明正道『東亜協同体の理想』の位置」『ソシオサイエンス』6: 315-31.
- 河村望, 1975, 『日本社会学史研究・下』人間の科学社.
- 道場親信, 2010, 「20 世紀社会学の課題と「東亜」——新明正道についての総力戦」石井知章・小林英夫・米谷匡史編『1930 年代のアジア社会論——「東亜共同体」論を中心とする言説空間の諸相』社会評論社, 93-135.
- 森口繁治, 1920, 『近世民主政治論』内外出版.
- 新明正道, 1921, 『ソフィストの政治学的研究』内外出版.
- , 1931, 『欧洲の危機』日本評論社.
- , 1944, 「デモクラシー」新明正道編『社会学辞典』河出書房, 402-6.
- , 1946, 『デモクラシー概論』河出書房.

¹³ 道場は、「民族問題」の文脈で、「過剰な政治を過剰な「社会学」で相殺してしまう詐術」（道場 2010: 123）として、「事実」の追従に陥る新明を批判している。「「社会進化」の方向なるものを媒介として、事実と当為とがあいまいに接合してしまう。そのことで上からの「民族的綜合」に向けた「強制」が正当化される構成になってしまっているのである」（道場 2010: 123）。

¹⁴ 本論冒頭で言及した『社会学評論』の特集「日本社会の非近代性」の巻頭論文で有賀喜左衛門もまた、日本社会の民主化への可能性に疑念をほのめかしている。すなわち、有賀は、「平等の理論は民主主義の一つの要素であるが、これは自由の理論と結びつかねばならぬし、これらは高い道義的責任感によって裏付けられなければならない」（有賀 1950 : 6-7）としたうえで、かかる「高い道義的責任感」が日本には欠けているとし、その要因を「個人生活」が確立していないことに求める（有賀 1950 : 7）。そして、この「個人生活」の未確立を、日本の非近代性や後進性ではなく、欧米との質的差異として捉え直す（有賀 1950 : 7-10）。その結果、「この期に及んで、あせっても、あわてゝも、自嘲しても、どうにもならない。敗戦の後に静かに日本の姿を見究めて、その上に我我自身の生活を、新しくきずく事より外に道はない」（有賀 1950 : 10）と、いささかの諦念を交えて擱筆するのである。

- , 1948, 『国民性の改造』有恒社.
- , 1951, 「近代の政党および政党制度—その歴史的意義」『社会学評論』2(1): 14-21.
- , 1977, 「著作集第6巻 序言」『新明正道著作集 (第6巻)』誠信書房, i-vii.
- 鈴木幸壽, 1996, 「現代政治をめぐる政治論考—新明の場合、連続か断絶かを巡って」山本鎮雄・田野崎昭夫編『新明社会学の研究—論考と資料』時潮社, 101-26.
- 寺前晏治, 2018, 「新明正道の「社会再組織」とファシズムへの接近」『Core Ethics: コア・エシックス』14: 149-60.
- 山本鎮雄, 1996, 「新明社会学の同時代史的研究」山本鎮雄・田野崎昭夫編『新明社会学の研究—論考と資料』時潮社, 1-54.
- , 1998, 『時評家 新明正道』時潮社.
- , 2000, 『新明正道—総合社会学の探求』東信堂.
- 矢部貞治, 1935, 「独裁政と衆民政」蜷山政道他編『政治及政治史研究—吉野作造先生追悼記念』岩波書店, 515-65-.
- 吉野作造, [1916]2016, 「憲政の本義を説いてその有終の美を斉すの途を論ず」『憲政の本義—吉野作造デモクラシー論集』中央公論社, 7-149.
- , [1919]2016, 「民本主義・社会主義・過激主義」『憲政の本義—吉野作造デモクラシー論集』中央公論社, 151-69.
- , 1921, 「序」新明正道『ソフィストの政治学的研究』内外出版, 1-2.